

保護者 各位

明照保育園 園長 津村 侑弥

保育園で与えるお薬へのお願いについて

冬季、感染症の流行期に伴い保育園でお薬を与える（与薬）が非常に多くなってきています。薬も飲み薬・塗り薬・目薬など多岐にわたります。ここであらためて保育園での与薬についてのお願いを思い出していただきたくお手紙を配布します。



【保育園の基本ルールとして、与薬とは…】

保育所保育指針解説（厚生労働省） ※保育所の基本的な考えを記したルールブック

【与薬に関する留意点】の概要

保育所で子どもに薬（座薬等を含む）を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定。その際、保護者は医師名、薬の種類、服用方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参することが必須。

保護者から預かった薬は、他の子が誤って服用することのないように施錠のできる場所に保管するなど、管理を徹底する。また、与薬は複数の保育士等で対象児を確認し、重複与薬や与薬量の確認、与薬忘れ等の誤りがないようにする必要がある。与薬後には、子どもの観察を十分に行う。



【全国的にみると】

以下のようなことも発生しています。

- ・ 傷薬が合わずひどくなった ・ 皮膚病の塗り薬で保育士が感染した ・ 副作用がでた
- ・ 保護者が内容量を調節し、子どもがフラフラになった

これらの問題や与薬量の増加により、日常的な保育に支障をきたすため、保育所では薬を預からない自治体もあるようです。

【当園では】

横手市においては各保育所の判断に任せております。上記に記載の保育指針に則り当園では引き続き与薬を行ってまいりたいと考えています。

本来、保育所は健康児を預かることを前提とした施設です。とは言え、私自身も保護者の立場で考えますと、集団生活だからこそ頻繁にかかる風邪など、抵抗力をつけていく大切な過程ですが、そのつど仕事を休むわけにもいかないのが現状でありますし、そのつど薬を与えに保育園に来ることも現実的ではありません。

ただ、薬によっては1日2回の処方ですむものや、1日3回の処方でも2回目を保育園から帰った時、3回目は寝る前に服用すればすむものもあるそうです。

主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることをお伝えください。そうすることで、ご家庭で与薬できる処方に変更することができます。

【熱性けいれんを起こしやすいお子さんについて】

- ・ 37.5℃で坐薬指示を受けている場合は、園で坐薬を冷蔵保存し対応しています。
（連絡後、すぐにお迎えにきていただくことが前提での使用であり看護師が行います）

【数時間おきに目薬が必要な場合や目やにが多い症状のお子さんについて】

- ・ 保育園で複数回の点眼が必要か、眼科医に相談していただければありがたいです。

今後も安全な与薬を継続していくために、お手数をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。